

令和7年度 テールゲートリフターの操作に係る特別教育及び インストラクター養成講座受講に対する助成金の手続きについて

会員事業者(埼玉県内事業所)の従業員が、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部が開催するテールゲートリフターの操作に係る特別教育及びインストラクター養成講座受講に要した費用の一定額について助成をいたします。

記

1. 主な留意点

- (1) 本助成は陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部が開催する講座受講に限ります。
- (2) 埼玉県内の営業所に勤務する方の受講とします。
- (3) 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限ります。
- (4) 補助の対象は、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に限ります。

2. 助成対象期間

令和7年3月1日～令和8年2月28日までに講習受講及び費用の支払いが終了するものとします。
※令和7年3～4月に講習受講した分は、3月以前に支払いが終了したのも助成対象とします。
※但し、期間内であっても予算枠に達した場合は終了いたします。

3. 助成額

○講習ごとの助成額

- ・テールゲートリフターの操作に係る特別教育 1名あたり 3,000円
- ・テールゲートリフター特別教育の
インストラクター養成講座 1名あたり 10,000円

4. 申請方法

支払完了及び講習修了後、申請書兼実績報告書(様式1他)を令和8年3月6日までに郵送等でご提出ください。(FAX不可)